

旧利息制限法の公布と太政官法制局回答

大河 純 夫

一 国立公文書館に、『説明録 貳 民法 利息制限法 自十年至十一年』との表題を表紙に付した和綴本が所蔵されている(排架番号2A 34—6 2067)。太政官一〇行野紙に浄書された自家製本で、内容的には、明治一〇年一〇月二六日から翌年五月の期間にされた法制局回答一九件(第1号から第19号の整理番号が付されている)を回答日の順に整理したものである。本文二丁表の記載「明治十年同十一年ノ民法ノ利息制限法ノ質問弁明簿」(ノは改行の意味 筆者)が示すように、他の典拠から利息制限法に関連するもののみを整理したものであるから、何らかの目的を以て編集されたものと思われる。⁽¹⁾

本文二丁表から三丁表に付された目次その他を利用してその内容を整理すると、以下のようになる(以下では、「」内の標記はこの目次に従っている)。

【法制局1】 明治一〇年一〇月二六日回答同年一〇月一八日司法省伺「利息制限法中以上以下ノ件」 利息制限法二条の「百元以下」は「百元未満」のこと。

【法制局2】 明治一〇年一月一日回答同年一〇月一七日司法省伺「売掛金延滞金銀取引上等ヨリ生スル利息制限ノ件」 売掛代金の延滞その他金銀取引上生ずるものへの適用(積極)。ただし、「商業取引上」でその契約を

「堅クスル為メノ違約金等」を除く。

【法制局3】 明治一〇年一月七日回答同年一〇月二〇日岩手県(県令嶋惟精)伺「利息計算ノ件」 ①利息計算での端数は「普通ノ法則四捨五入ノ算法」で計算 ②制限に抵触しない限り、年利月利も可能、③制限超過利息を記載した質入証については戸長は奥印を拒絶すべき。

【法制局4】 明治一〇年一月七日回答同年一〇月一七日長崎県(大書記官河内直方)伺「内務卿経由―「利息制限法公布以前ノ貸借並びに区戸長割印ノ件」 ①「既往ニ及ホス明文」がないので、利息制限法「公布以前ノ貸借」については「一般ノ法理」による、②利息制限法頒布以前に締結した契約は「総テ効ヲ有ス」、③制限超過の地所家屋書入質入証については区戸長奥印を拒絶すべき。

【法制局5】 明治一〇年一月九日回答同年一月六日千葉県(県令柴原和)伺「利息制限法公布以前貸借ノ件」 附(参照) 明治一〇年一月七日の長崎県への回答【法制局4】 抜抄 「既往ニ及ホス明文」がないので、利息制限法「公布以前ノ貸借」については「一般ノ法理」による。

【法制局6】 明治一〇年一月一〇日回答同年一月七日千葉県(県令柴原和)伺「利息制限法中以上以下ノ件」 利息制限法二条では、満百元は「百元以上」に含まれ、百元未満は「百元以下」。

【法制局7】 明治一〇年一月二三日回答同年一〇月二四日秋田県(権令石田英吉)伺「質利制限ノ件」 附 松田大書記官の意見(同年一月六日付)、司法省民法課長牟田口権大書記官の意見(同年一月五日付)、佐和少警視の意見(同年一月五日付) 「取質ノ利息」も契約上の利息であるから利息制限法を適用する。

【法制局8】 明治一〇年一月二二日回答同年一月七日鳥根県(権令代理 少書記官星野輝賢)伺「区戸長其区村ノ為メ公借スル金穀利子ノ件」 区戸長がその区村のために金穀を公借する場合の利息契約も制限法に従つ

べき。

【法制局9】 明治一〇年一月二六日回答同年一月一五日千葉県(県令柴原和)伺「質利米利等制限ノ件」
質利には利息制限法を適用するが、米利には適用しない。

質問は、「米利ト唱へ仮令八金何拾円ニ付キケ年米(何斗入)何俵等ノ利子ヲ定メ貸借致候向……限外ト相心得可然哉」・「米穀其他ノ貸借及ヒ質屋渡世等ハ其利息無制限ト相心得可然哉」

【法制局10】 明治一〇年二月三日回答同年一月一三日神奈川県(権令野村靖)伺「利息制限法中以上以下ノ件」 「百円以下」は百円未満のこと。

【法制局11】 明治一〇年二月一〇日回答同年一月二四日大分県(権令香川真一代理 少書記官小原正朝)伺「利息制限法公布以前貸借ノ件」 利息制限法公布以前に締結した契約は「総テ其効ヲ有ス」。

【法制局12】 明治一〇年二月一五日回答同年一月一七日島根県(権令境二郎代理 少書記官星野輝賢)伺「官庁貸下金利子制限ノ件 経閣議」 附(参照)明治一〇年一月七日長崎県への回答【法制局3】の抜抄 ①
利息制限法頒布以前に締結された制限超過の利息契約は「総テ其効ヲ有ス」、②官庁貸下金は、公布以前に締結されたものであつても、公布発令の月から「制限内ノ利息ニ引直」すのが「穩当」。なお、公文録明治一〇年一月局伺 法制局二十八「利息制限法二島根県質問ノ解答案」(目録一五〇頁下段)参照。

【法制局13】 明治一〇年二月二五日回答同年二月二〇日司法省(司法卿大木喬任)伺「地所建物書入質入ノ制限法ニ超過スル証書へ区戸長奥印ノ件」 附(参照)明治一〇年一月岩手県への回答【法制局3】 制限超過利息を記載した地所建物質入証書は奥印を拒むのが至当。

【法制局14】 明治一一年一月一六日回答明治一〇年二月二日秋田県(少書記官白根専一)伺「利子計算ノ件」

+ +

①利息を当事者が年の他に月・日をもって約定することの可否(積極)、②利息での毛絲等は四捨五入の計算法による、③月利の約定で、一日とか二日の貸付も利息は月で計算する。

【法制局15】 明治一一年三月一日回答同年二月七日長崎県(権令内海忠勝)伺「利息制限法中以上以下ノ件」 「百円以下」とは百円未満を指す。

【法制局16】 明治一一年二月二八日同一〇年二月一四日長崎県(内海権令代理 大書記官河内直方)・同一一年一月一五日兵庫県(権令森岡昌純)・同一〇年二月二七日山梨県(県令藤村紫朗)伺「米利ノ件」 — 山梨県伺(のみ)は内務省經由 — 附 明治一〇年一月一五日回答(案) 同年一月一五日千葉県(県令柴原和)伺への回答【法制局9】 「御意見ノ通り」(長崎県への回答)

質問 ①制限超過の質商営業上貸借金利息は超過分は無効

②地所書入質規則一二条の作徳米を以て利息に充てる場合は制限法に関係しない

③金擬貸借に際して双方合意の上利米を定める場合は制限法に関係しない
米穀をもって利息を計算する場合は制限法を適用しない(兵庫県に対する回答)

「十年第七拾五号公達ニ照シ……回答」(山梨県へ回答)

【法制局17】 明治一一年二月二八日回答同年二月一四日愛媛県(権令岩村高俊)伺「建物書入質ノ利息制限法ヨリ超過云々ノ件」 附(参照)明治一〇年一月岩手県への回答、同年二月司法省への回答 「区戸長八書入証書ヲ公認スル而已ニテ利子ノ保証ニ非ス。然レトモ制限法ニ超過シタルモノハ其奥印ヲ拒ムヲ以テ至当トス」

【法制局18】 明治一一年四月一八日回答明治一〇年二月五日司法省(司法卿大木喬任)伺(附 指令案) 同年一月一五日金沢裁判所長(判事桜井直養)伺「利息制限法中罰金等ノ件」 罰金礼金棒利違約金等は「貸借上

二 於テ固ヨリ無謂者」。故に、四条五条八「既往将来ノ別ナク都テ該法ニ依ルモノトス」

【法制局19】 明治十一年五月（回答日不明） 回答同年四月八日司法省（司法卿大木喬任）伺（附 指令案） 同年三月二日金沢裁判所長（判事桜井直養）伺「利息制限法第二条ノ件」 「法ニ依リ裁判宣告ニ於テ制限ニ引直サシムルモノトス」（原告に引き直させるのではない）

これらは、太政官法制局への県または司法省の伺に対する回答である。筆者は、かつて、「旧利息制限法の公布と司法省指令⁽²⁾」において、旧利息制限法施行直後の三三三の司法省指令を俎上にのせ、同法の機能領域とその論理を明らかにしたことがある。ここにみた法制局の回答は、司法省指令と法制局との関係をも具体的に示すものがあり、あるいは法制局レベルでの調整などを示しており、また興味深い論理を窺つこともできる。

本稿は、法制局回答の分析を行い、併せて旧稿「旧利息制限法の公布と司法省指令」を補完することを直接の目的とする。

二 旧利息制限法二条前段は、

「契約上ノ利息八人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ヘキ処ノ利息ニシテ元本百元以下八ヶ年ニ付百分ノ二十（二割）百元以上千円以下百分ノ一五（一割五分）千円以上百分ノ十二（一割二分）トス」

と規定していた。元本満百円、満千円の制限利率に疑問が生ずるのは当然であった。明治二〇年一〇月の司法省指令【21】・【22】・【23】・【25】（数字は旧稿での整理番号）が元本「百円以上」・「千円以上」に満百円・満千円を含めることにしたのは、これへの対応であった。筆者は、かつてこの用語法を「立法技術上の瑕疵」と評価したのであったが、そう簡単ではないようである。というのは、明治二〇年一〇月二六日の法制局回答【法制局1】の存在は、この

+ +

一連の司法省指令が法制局回答を得てなされたものであり、しかも法制局はその理由を明らかにしているからである。つまり、司法省が、「且下伺出ノ向キ頻々有之候」として、

「百円以下ト八百円未満ノ事ニシテ百円以上ト八満百円ヨリ八以上ノ部分ニ属スヘキヤ」と質問したのに対して、
「本年第六拾六号公布中以上以下ノ別八、新律七贓箇中両以上以下ノ例モ有之候ニ付、御見込ノ通ニテ可然ト存候」

と、それなりの理由を付しているのである。

【法制局6】・【法制局10】・【法制局15】でも踏襲されている「新律七贓箇中両以上以下」は新律綱領首⁽³⁾に収められた八箇の冒頭「七贓箇」であり、この表で「両以上」・「両以下」の用語が用いられているが、「凡両以下ト称スル者八、数未タ其両ニ満サル者ヲ云フ」と明記されている。法制局はこれを援用したのである。

もっとも、【法制局10】で神奈川県令が、明治七年八一号証券印税規則改正証券印紙や同八年一五〇号煙草税則では満が「以上」に含まれ、明治九年一五八号郵便規則及罰則⁽⁶⁾や明治八年一六三号西洋形日本船各開港場出入規則⁽⁷⁾では満は「以下」に含まれるものと解釈されるのであるから、「事物ニ因リ或ハ其属スル所ヲ異ニスル」のか、あるいは「諸規則ノ既ニ斯ノ如ク異同アルハ其然ラサルヲ得サルノ謂アリテ夫々一定ノ区分被相立候儀ニ候哉。果然ラハ其区分等モ詳細御明示有之度」と詰めたのに対し、法制局は「本年第六十六号公布中百円以下トアル八百円未満ニシテ、新律贓箇中両以下ト称スルノ例ニ依ル。ノ以上ノ字ニ未満ノ異同アルハ物事ニ就キ便宜ニ従フ者トス。法例ト規則トニ依リ別アルニ非ス」としたにとどまるから、この当時の混乱を反映していることは事実のようである。

三 質入契約に利息制限法の適用を肯定するのが司法省の基本的立場であったことは、明治一〇年一月六日の司

法省指令〔司法省24〕以降の一連の司法省指令の示すところであった(司法省25)・(司法省26)・(司法省28)・(司法省32)参照)。この点についての筆者の評価はあいまいであった。この問題についての「法制局7」は、法制局が司法省・内務省・警察の意見を聴取の上見解をまとめたことを示すもので興味深いものがある。「法制局9」は、「貸借利息共金銀ヲ以テ約定スルモノハ総テ制限法ニ遵フベキモノトス。因テ質利ハ該法ニ依ルベク、米利ハ之ニ依ルニ及ハズ」とし、「法制局16」もこれを踏襲した。

【法制局7】に戻るならば、秋田県が「御布告上取質ヲ嘗ム者ノ利息明文無之。然ルニ該營業者ノ如キハ契約之一部ニ属スルヲ以テ制限利息ニ準拠スヘキ哉否」と質問したのに対して、法制局は、

「利息制限法中取質ノ明文ナシト雖トモ、取質ノ利息モ畢竟契約上ノ利息タルヲ以テ固ヨリ該法中ニ包含スベキ者トス」

と回答した。しかし、この法制局回答は、司法省・警視庁等への照会を経て作成されている。法制局の照会に対して、司法省民法課長牟田口権大書記官は、「質物ノ利息ト雖モ固ヨリ該制限中ニ包含スヘキ者ニシテ、實際上決シテ差支有之間敷ト思考仕候。或ハ縦令瑣少之差支有之ニモセヨ、貸金ヲ以テ職業トセル質屋ニシテ該公布之限外ナリトセハ該公布之効益ヲ薄クスルニ至ラム。故ニ質屋營業之者ハ総テ制限利息ニ準拠スヘキ義ト思考仕候」と、利息制限法の有名無実化から論拠づけを行った(一月二日付)。

松田大書記官は、一月六日の回答で、

「取質ハ確實ナル抵当ニ付テノ貸借ニ付、他ノ貸借ヨリモ猶幾分歟低利タルヘキハ本来ノ主義トス。而シテ其利益トスル所ハ一時ノ高利ニアラズシテ常ニ出入運轉ノ速ニシテ重複ノ利ヲ得ルニ在テ俗ニ云フ質物請戻ス者多クシテ質流シノ者寡キナリ其出入運轉ノ速力ヲ促スハ則チ低利ニ在ルナリ。然レハ此布告ノ制限ヲ超ヘシメザルヲ良シトス。且況ヤ取質ハ貧民

+ +

ノ融通ヲ助クル主義ヲ専ラトスレハ則チ此利制限ノ法律ヲ設クル主義即チ經濟上ノ主義ニ於テハ最も此制限ノカラ普及セシムルニアルヘシ。若シ否ラスシテ此取質ニ限り特ニ制限法外トスルトキハ世ノ高利ヲ貪ラント欲スルモノハ貸借上多クハ取質ニ名義ヲ託シ即チ日歩貸シ時貸等ヲ以テ暗ニ制限外ノ高利ヲ收入スルニ至ルハ必ス免カレサル所ナリ。故ニ取質ノ利足モ制限法律ニ依ラシメサルヲ得サルナリ」

とした。ここでは、質貸が日歩貸・時貸の脱法手段化することが指摘されている。

これに対して、佐和少警視は、

「質置物ノ利息……ハ単ニ金銀ヲ貸借スルト其種質素ヨリ同シカラス。抑物ヲ典シテ得ル所ノ金ハ其実之ヲ借ルニアラス。仮ニ其物品ヲ売リテ其価ヲ得ルモノニシテ唯其物品ニ付特別ノ契約アリテ、期限内ナレハ金ヲ納メテ受戻スコトヲ得ト雖モ、期限ヲ過キ金ヲ納サルモ通常借金ノ如ク違約ト云ベカラス。勿論双方ノ権利ヲ柱害スルコトナシ。故ニ其契約上ニ付彼此紛紜ヲ生シ裁判ニ係ル場合ニ有之間敷旁利息制限法ニ関セサル儀ト存候」

と、利息制限法の適用排除を具申している(一月五日付)。

四 旧利息制限法は、施行以前の契約にも適用されるといった規定を置いたわけではなかった。【法制局4】・【法制局5】・【法制局11】は、「一般ノ法理」に基づき利息制限法の遡及効を否定しており、前稿「旧利息制限法の公布と司法省指令」で取り扱った司法省指令もこの立場にあった。これは当然のことといえよう。

しかし、前稿において、筆者は、旧利息制限法が公布される前の【司法省3】明治一〇年二月二〇日司法省指令同年一月二九日仙台裁判所伺「貸借上違約金請求ノ訴訟分ノ儀伺」(司法省指令録民事部一二号八一—〇頁、民事要録丁編三九五—七頁)を主たる素材に、「(旧利息制限法)第五条の前身たる司法省達第八〇号が一種の遡及効をもつと

されたことは、第五条についても公布前後を問わないとの立場のあり得ることを示していた」(一一八頁)と指摘した。というのは、明治九年司法省達八〇号について、仙台裁判所が「八十号ノ御達ハ新タニ一般ノ成規ヲ被設候儀ニ八無之念トシテ固有ノ条理ヲ御示シ相成候迄ノ儀ト存候間該御達ニ基キ無論既往ニ遡リ取扱不都合無之儀ト看据」るとしたのに対して、司法省が「伺ノ通 但シ原因ノ有無ニ至テハ精密ニ吟味ヲ遂ケ其弊ナカラシムヘキコト」と指令していたからである。つまり、明治九年司法省達八〇号は新たな規則を制定したのではなく「固有ノ条理」を確認したにすぎないとする仙台裁判所の見解を司法省も是認したと思われたからであった。

この点で、『説明録 貳』に収録された【法制局18】明治一一年四月一八日回答明治一〇年一二月五日司法省(司法卿大木喬任)伺(附 指令案)同年一月一五日金沢裁判所長(判事桜井直養)伺「利息制限法中罰金等ノ件」が、「利息制限法八既往ニ及ボサズト雖モ、罰金礼金棒利違約金等八貸借上ニ於テ固ヨリ無謂者トス。故ニ該法第四条第五條八既往将来ノ別ナク都テ該法ニ依ルモノトス」

とし、旧利息制限法の四條・五條の遡及効を肯定したことは、この推測を裏付けるものである。

発端は、司法省に対する金沢裁判所(所長 判事桜井直養)の伺である。

「第一条 本年第六十六号利息制限法ノ御布告中既往ニ及ボスノ明文ナキヲ以テ明治七年第四十八号御達ニ依リ人民周知ノ日ヨリ施行スヘキニ似タリト雖モ、右御布告第四条礼金棒利等ノ名目ヲ用ル者アルトモ總テ裁判上無効ノ者トス第五條償金罰金違約金料等ヲ差出スヘキコトヲ約定スルコトアルトモ概シテ損害ノ補償ト看做シ^{略中}相当ノ減少ヲ為スコトヲ得ルトアルハ、仮令該布告前ノ約定ニ係ルト雖モ之ヲ既往ニ及ボシ裁判ヲ為サ、ルヲ得ス。果シテ然レハ利息制限法御布告八七年第四十八号御達ニ拘ハラサル儀ト心得可然哉」

これに対して司法省は、次の指令案を付して、太政官法制局に伺を出した。

「 指令

第一条 本年第六十六号布告利息制限法八固ヨリ既往ニ不及候事

但罰金科料金ニ限りテ八元來人民ノ相互ニ課スヘキ理由無ノ者ニ付既往ト雖モ概シテ無効ノ者トシ其實損害ノ補償ナレハ相当ノ減少ヲ為ス可シ」

指令案での但書につき、司法卿の伺文は、「特リ罰金科料金ニ限りテ八本來人民ノ相互ニ課スヘキ謂レ無之者ニ付該御布告公布以前ニ係ルモノト雖モ無効ノモノトシ其實損害ノ補償ニ当テタル者ナル時ハ裁判官ニ於テ相当ノ補償ヲ為サシムルヲ尤モ允当ト存候」という。司法省サイドは、「罰金科料金」についての「実損害ノ補償」論にもとづき対応し、旧利息制限法五条についてのみ遡及効を肯定しようとした。しかし法制局は、五条の「償金罰金違約金科料等」のみならず四條の「礼金棒利等」をも「無謂者」とし、四條・五條の遡及効を肯定したのであった。

この法制局の解答を得た司法省が、具体的にどのような行動をとったのかは今後の精査対象である。

以上一・三・四の三分野が説明録で注目すべき点である。制限超過利息を記載した地所建物書入質入証書への区戸長の奥書割印の拒絶を指示する【法制局3】・【同4】・【同13】・【同17】も注目すべきであるが、この点は前稿の分析に付け加えるものはない。【法制局19】で、桜井直養金沢裁判所長が、利息制限法二条について、「其制限ヲ超過セシ利息ヲ訟求スル者ハ裁判官ニ於テ之ヲ引直シ裁判スル而バ引直ス」のか、しかし「原告人ニ命シテ之ヲ引直サシメ而シテ審判ヲ為ス」としているようにも思われるが、後者の場合には原告が引直を承諾しない場合の取り扱いをどうするのか問題が生ずるとした。司法省は「利息ノ制限法ニ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ請求ノ權ナキ者ト致スヘシ」との指令案を添付して回答を求めた。法制局は裁判官が「引直」すものとした。なお、【法制局8】・【法制局12】

が官庁の貸付・借入にあたって制限法を考慮することをも、注意されてよい。

- (1) 東京帝国大学付属図書館・東京帝国大学付属図書館和漢書目録 法律政治経済学部(明治三十三年三月)二〇八頁が掲げる『利息制限法問弁明録』写本はこの写本と思われるが、現在となつては、確かめることはできない。
- (2) 甲斐道太郎編・磯村哲先生遺曆記念論文集市民法学の形成と展開上(有斐閣 一九七八年)一〇七頁以下。
- (3) 司法省秘書課・日本近代刑事法令集上(司法資料別冊第十七号 一九四五年)三七九頁以下に収録されている。
- (4) 法令全書第七二ノ一 六九頁以下。
- (5) 法令全書第八二ノ一 一九六頁。
- (6) 法令全書第九二ノ一 一八〇頁。
- (7) 法令全書第八二ノ一 二二九頁。
- (8) 「貸借利息共金銀」とあるから、米穀貸借の場合、あるいは金銭貸借で利米契約がなされた場合(これは、千葉県伺の設例「金何拾円二付 壹ヶ年米何斗何俵等ノ利息ヲ定メ貸借致」)には、利息制限法は適用されないことになる。
- (9) 司法省達成八〇号については、大河「旧利息制限法成立史序説」立命館法学二二―二四合併号二頁以下、とくに三七―四六頁、同「司法省指令」一一四頁注(1)を参照されたい。